

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、企画提案書の提出を求めます。

令和8年4月13日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名 風景づくりのガイドライン（公共施設編）作成支援業務委託

(2) 事業目的

道路や公園、河川、それらに付随する工作物、公共建築物などの公共施設は、人々の暮らしを支える重要な基盤であるだけでなく、風景を形成する重要な要素であり、世田谷区風景づくり条例第8条において、区は公共施設を整備するときは風景づくりにおいて先導的役割を果たさなければならないと定められている。世田谷区風景づくり計画では、地域の風景に配慮した風景づくりを公共施設が先導的に行うために「公共施設風景づくり指針」を定め、この指針をもとに、道路、公園、河川、建築物などの整備において、風景づくりに配慮すべき事項などを具体的に示す「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」を作成するものとしている。

本業務は、ガイドラインの作成に向け、令和8年度及び令和9年度の2年間をかけて、既存公共施設の評価検証、庁内におけるワークショップの企画運営、各種会議の運営補助等を支援することを目的とする。

(3) 履行期間

契約の日から令和10年3月10日（金）まで

※令和9年度の業務についても、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。なお、契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

※業務内容・スケジュールが変更になる場合は契約を締結しないことがある。

2. 業務委託の内容

本プロポーザルに関する委託業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 風景づくりのガイドライン（公共施設編）の作成

(令和8年度：①～⑤、⑧、令和9年度：⑤～⑧)

① 既存公共施設の評価と課題整理

平成27年～令和2年に実施した世田谷区内における公共施設の基礎調査（建築物、道路、公園、河川）の内容を整理し、各分野における風景づくりに関する要素の抽出、評価、課題整理を行う。過去の基礎調査の成果物は区から貸与する。

② 他自治体の公共施設に関する景観指針の調査・分析

他自治体（都内区市町村及び隣接自治体）の公共施設に関する景観指針の有無を調査する。景観指針がある自治体については、傾向を整理・分析し、必要な考察

を行う。

③ 関係法令等の調査・整理

ガイドラインを作成する上で確認すべき公共施設の各分野（建築物、道路、公園、河川）の関係法令等を調査・整理し、必要な考察を行う。

④ 庁内ワークショップの企画・運営

ガイドラインを作成する上で必要な風景づくりへの認識や課題を共有するため、庁内の公共施設の整備や管理を行う関係各課の職員を対象としたワークショップの企画・運営を行う。

⑤ 各種調整支援（風景づくり委員会、庁内検討組織等）

ガイドライン作成に関する各検討組織の会議運営支援、資料作成等を行う。

・風景づくり委員会 令和8年度2回、令和9年度2回程度

・庁内検討組織 令和8年度7回、令和9年度7回程度

⑥ 「風景づくりのガイドライン（公共施設編）案」の作成

既存公共施設の評価検証結果、各種会議での意見を集約して、関係法令と整合しながら公共施設の理念・方向性の検討等を行い、「風景づくりのガイドライン（公共施設編）（案）」を作成する。作成にあたっては、風景づくり委員会、庁内検討会議に出席し、検討内容を把握すること。

⑦ 「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」の冊子版下作成

案を基に冊子を作成する。（A4判、カラー、100ページ程度）

⑧ 報告書の作成

令和8年度は上記①～⑤、令和9年度は⑤～⑦の成果資料及び打合せ記録等をまとめること。

(2) 成果品の作成（令和8年度・令和9年度共通）

① 報告書

令和8年度は上記(1)①～⑤、令和9年度は上記(1)⑤～⑦の成果資料及び打合せ記録等をまとめること。

② 上記①の電子データ（PDF形式及び原データのCD-R又はDVD-R） 1式

・CD-R又はDVD-Rの納品は、表面に委託件名及び成果品の内容を記載すること。

・納品前に最新のウイルス対策ソフトによるチェックを実施し、表面に「ウイルスチェック実施済み」、「使用したウイルス対策ソフトの名称及びバージョン」、「チェックを実施した日付」を記載すること。

3. 提案限度額

令和8年度 8,965,000円（消費税込み）

令和9年度も予算の配当金額を上限とし、その額は同程度を見込んでいる。ただし、予算配当において予算の減額があった場合、契約金額及び契約内容を変更すること、または契約を締結しないことがある。

4. プロポーザルに参加できる者の資格

参加表明書提出時において、次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されており、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」または「環境アセスメント関係調査業務」に登録があること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 過去5年間（令和3年度から令和7年度）に、本業務と同種、類似または地域業務を行った実績を有すること
 - 【同種業務】
 - ・官公庁との契約における公共施設のガイドライン等の作成に関する業務
 - 【類似業務】
 - ・官公庁との契約における景観計画の運用等に関する業務（計画の策定、各種ガイドライン等の作成、景観計画区域の検討等）
 - 【地域業務】
 - ・世田谷区における風景づくり、都市計画または街づくりに関する検討業務
- (7) 風景づくりのガイドライン（公共施設編）作成支援業務委託プロポーザル業者選定委員会構成員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

5. 提案書の提出者を選定する基準

参加表明書では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には、提案書の提出者に選定されなかった旨を通知する。

6. 提案書を特定するための審査（書類審査）の審査項目

- ・基本事項
- ・企業実績
- ・業務実施体制
- ・予定技術者実績
- ・特定テーマに対する提案
- ・業務実施方針
- ・資料作成能力
- ・専門技術力
- ・取り組み姿勢

・コミュニケーション能力

7. 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 都市整備政策部 都市デザイン課 担当 伊藤、三澤

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎2階A棟28番窓口)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年4月13日(月)から27日(月)まで

場所及び方法：

① 上記(1)にて窓口配布

土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで

② 区のホームページへの掲載

世田谷区トップページ → 検索メニュー → 区政情報 →
契約・入札情報 → 発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報 →
住まい・街づくり・環境 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出方法及び提出先

提出期限：令和8年4月27日(月)17時まで(必着)

提出方法：持参又は郵送(締切日必着。持参は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで。郵送の未着事故については、区はその責を負わない。)

提出先：上記(1)に同じ

(4) 提案書の提出期限、提出方法及び提出先

提出期限：令和8年6月8日(月)17時まで(必着)

提出方法：電子申請サービス、持参又は郵送

※電子申請サービスURLは、招請通知内にてお知らせする。

(締切日必着。持参は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで。郵送の未着事故については、区はその責を負わない。)

提出先：上記(1)に同じ

(5) 二次審査(ヒアリング)の日程

ヒアリング実施予定日：令和8年6月29日(月)

8. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：

(2) 契約保証金：

(3) 契約書作成の要否：

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：

(5) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、

令和8年度の委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区及び第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

- (6) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 参加表明書、提案書の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。
- (9) 参加表明書、提案書、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (10) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。ただし、実績の成果を確認するための図書（景観計画図書、ガイドラインのパンフレット等）で、提案者から申出をうけたものは、審査結果通知後、返却に応じる。
- (11) 企画提案書の提出後は、原則として企画提案書に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- (12) 本件に関して、区から受領した資料等は、区の許可なく、公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 本業務の成果について、著作権、著作権は、すべて委託者に帰属する。受託者は、委託者の承諾なしに使用又は公表してはならない。又、本業務で製作したイラストは、委託者が行う他の事業でも無償で使用ができるものとする。
- (14) 受託者及び再受託者は、成果品について著作者人格権を行使しない。
- (15) 風景づくりのガイドライン（公共施設編）作成支援業務委託プロポーザル業者選定委員会の構成員は、次のとおり。
委員長 都市整備政策部長 佐藤 絵里
委員 施設営繕担当部 施設営繕第二課長 大槻 一隆
都市整備政策部 都市デザイン課長 渡邊 徹
みどり33推進担当部 公園整備利活用推進課長 津田 智匡
土木部 土木計画調整課長 村田 義人
- (16) 詳細は説明書による。